

東京都市計画地域冷暖房施設の変更（新宿区決定）（案）

東京都市計画地域冷暖房施設、新宿南口西地区地域冷暖房施設を次のように変更する。

1. 地域冷暖房施設の名称

新宿南口西地区地域冷暖房施設

2. 導管

名 称	位 置		備 考
	始 点	終 点	
新宿南 1 号線	渋谷区代々木二丁目	渋谷区代々木二丁目	
新宿南 2 号線	同 上	同 上	
新宿南 3 号線	同 上	同 上	
新宿南 4 号線	同 上	同 上	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 熱発生所施設

名 称	位 置	備 考	
新宿南プラント	渋谷区代々木二丁目	施設面積 約 2,900 m ²	
新宿南第二プラント	同 上	施設面積 約 1,900 m ²	新設

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

[理由]

新規需要に対応した第二プラントの新設を行い、地域への効率的かつ安定したエネルギー供給と環境負荷の低減を図るため、新宿南口西地区地域冷暖房施設の都市計画を変更する。

[参考]

供給区域

名 称	面 積	備 考
新宿南口西地域冷暖房区域	約 9.2ha	新宿区西新宿一丁目 渋谷区代々木二丁目 千駄ヶ谷五丁目 の各一部

東京都市計画地域冷暖房施設 新宿南口西地区地域冷暖房施設 総括図〔新宿区決定〕(案)



新宿南口西地区
地域冷暖房施設

凡 例

＜ 地 域 地 区 ＞

●用途地域	建ぺい率
第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%

※第一種低層住居専用地域における高さの限度は10mです。
※第二種低層住居専用地域における高さの限度は12mです。

●容積率・高度地区・日影規制

容積率を示す(%)

高度地区を示す

高度地区凡例

○△▲高度地区

○△▲高度地区

○△▲高度地区

日影規制時間を示す

※規制される日影時間は、敷地境界線から5mをこえ10mの範囲と10mをこえる範囲の2種類です。また日影の測定は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で平均建高より1.5mの高さ、その他の地域ではすべて4mです。

最低限高度地区

※建築物の高さを7m以上としなければなりません。

●特別用途地区

●その他

●都市計画道路

完了部分

事業決定部分

計画決定部分

廃止部分

※第四次事業化計画後先整備路線
(平成28年度から令和7年度までに優先的に整備すべき路線。)

●防火・準防火・新防火地域

防火地域—容積率400%以上の区域及び

準防火地域—上記以外の渋谷区全域

新たな防火規制区域(新防火地域)—

渋谷区土地利用調整条例による
建築物の敷地面積の最低限度

対象地域	最低限度
1 恵比寿三丁目	120㎡
2 広尾二・三丁目	180㎡
3 東二・四丁目	110㎡
4 松涛一・二丁目	200㎡
5 上原二丁目	180㎡
6 上原三丁目	150㎡
7 富ヶ谷一丁目	140㎡
8 富ヶ谷二丁目	120㎡
9 西原一丁目	170㎡
10 西原二丁目	130㎡
11 西原三丁目	200㎡
12 初台一・二丁目	130㎡
13 笹塚三丁目	80㎡

この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文教地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等を行う際には事前の届出が必要です。

東京都市計画地域冷暖房施設 新宿南口西地区地域冷暖房施設 計画図〔新宿区決定〕(案)

縮尺 1/2500



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号)MMT利許第06-113号、令和6年8月7日」、「(承認番号)6都市基交測第111号、令和6年8月6日」、「(承認番号)6都市基街都第158号、令和6年7月31日」